

「雲南市コウノトリの保護及び共生に関する条例（案）」に関する
パブリック・コメント（意見募集）の結果及び
意見・提案に対する市の考え方について

- ・ 公表した資料 雲南市コウノトリの保護及び共生に関する条例（案）
- ・ 意見募集期間 令和4年12月19日～令和5年1月18日
- ・ 資料等公表場所 市役所政策企画部地域振興課、各総合センター自治振興課
雲南市ホームページ
- ・ 意見提出人数 1人
- ・ 意見提出件数 3件
- ・ お寄せいただいたご意見・ご提案と市の考え方

No.	提出されたご意見・ご提案	ご意見・ご提案に対する市の考え方
		ご意見・ご提案ありがとうございます。 この度いただいたご意見・ご提案による条例案の変更はいたしません。今後の事業実施の参考にさせていただきます。
1	げんきくんとポンスニに特別住民票を交付してほしい。同じ市民だという気持ちもうまれてくる。全国発信により注目も高まり関連する事業の認知度もアップする。	特別住民票の交付は、住民以外の人、動物、キャラクターなどを住民票に模した書類を交付することで、自治体等のPR等のため、全国各地で実施されています。 げんきくん（J0118）とポンスニ（J0051）は、雲南市で繁殖を続けていることから雲南市を拠点にしているとみなすこともできます。しかし、げんきくんは福井県越前市、ポンスニは兵庫県豊岡市で誕生していることや、一般的にコウノトリは様々な場所に自由に飛来することを考えると、この2羽を雲南市の住民としてみなして、特別住民票を交付することは、考えておりません。 なお、雲南市で生まれたコウノトリについては、雲南市民の方に愛着を持っていただきたいことから、愛称をつけさせていただいております。
2	コウノトリを刺激しない為に、西小学校前の駐車場への進入を制限していただきたい。きちんとした説明のある看板をあちこちに立てていただきたい。「観察場所」を指定してもよいかと思う	条例の制定後は、営巣地の周辺については、撮影・観察のための立入りを規制することとなります。 立入りの制限や条例について、現地への看板設置を含め、様々な方法で周知してまいります。 また、観察場所の指定については、指定することによって生じる通学路などの安全確保など、さまざまな点も考慮しながら、慎重に検討することといたします。
3	雲南市から巣立ったコウノトリの情報を「子どもたちのその後」という特集をホームページに掲載してほしい。	雲南市から巣立ったコウノトリの情報を確認し、ホームページ等への掲載を検討します。